

令和3年第7回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年11月19日（金曜日） 午後 2時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第 6号 専決処分の承認について
「和解及び損害賠償の額の決定について」
- 第 5 議案第51号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第52号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）

○出席議員（11名）

1番	金 木 直 文 君	2番	磯 野 直 君
3番	平 山 美知子 君	4番	阿 部 和 也 君
5番	工 藤 正 幸 君	6番	船 本 秀 雄 君
7番	小 寺 光 一 君	8番	逢 坂 照 雄 君
9番	舟 見 俊 明 君	10番	村 田 定 人 君
11番	森 淳 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君

学校管理課長
兼 学校給食
センター所長

酒 井 峰 高 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長
総務係長
書 記
書 記

豊 島 明 彦 君
嶋 元 貴 史 君
逢 坂 信 吾 君
佐 藤 諒 輔 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和3年第7回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から 議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和3年第7回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、専決処分報告1件、議案として条例案1件、令和3年度補正予算案1件の合わせて3件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 工藤正幸君 6番 船本秀雄君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則 第 21 条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法 第 121 条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第 6 号

○議長（森 淳君） 日程第 4、報告第 6 号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました報告第 6 号 専決処分の報告について、その内容をご説明いたします。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 19 日提出、羽幌町長。

理由につきましては、議会において指定されております和解及び損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、報告するものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

処分事項は和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

和解の相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。

次に、和解の内容につきましては、羽幌町の過失割合を 60% とする。相手方の過失割合を 40% とする。羽幌町及び相手方は互いに損傷させた相手車両を原型に復す費用を過失割合に応じて負担する。本件について今後事由のいかんを問わず、双方とも一切の異議申し立て等はしない。

次に、損害賠償額は羽幌町が 14 万 7,569 円、相手方は 3 万 7,935 円です。羽幌町及び相手方の支払うべき損害賠償額を相殺し、羽幌町は相手方に対し、10 万 9,634 円を支払います。なお、この損害賠償額につきましては全て保険の適用となっております。

次に、事故の概要について申し上げます。発生日時は令和 3 年 9 月 15 日水曜日午前 10 時 40 分頃、発生場所は羽幌町大字焼尻字東浜 157 番地の 2 でございます。

事故の発生状況ですが、焼尻支所所管の公用車で駐車していた場所から発進するため、前方にある縁石を回避しようと一旦後退したところ、その際の後方確認が不十分であったこともあり、後方より公用車の左側の敷地に侵入しようと前進してきた車両と接触し、公

用車は左後方部を、相手車両は右側面部を破損したものであります。

専決処分の日は、令和3年11月8日でございます。

交通安全につきましては、日頃から職員に注意を促しているところでございますが、このような事故が起きたことに大変申し訳なく思っております。

事故の発生後においては、当該職員に対しまして安全運転に関し注意を行っているところであり、後方の確認が不十分であったと思われ、確認行為の徹底や、慣れた場所であっても気の緩みのないよう安全運転を徹底し、以後このような事故を起こさないよう、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、報告とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから報告第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

本案は議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎議案第51号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第51号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） ただいま上程されました議案第51号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明いたします。

令和3年11月19日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、焼尻定住促進団地の供用開始及び、現在公営住宅として運営しております天売団地の一部を転用し、いずれも単独住宅として有効活用と、効率的な管理運営を図るほか、入居条件となる収入基準を統一するなど、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。

羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例。羽幌町単独住宅管理条例、平成22年羽幌町条例第2号の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、お配りしております新旧対照表によりご説明いたします。なお、字句の修正につきましては説明を省略させていただきます。左側の欄に現行条文、右側の欄に改正案、改正箇所にはアンダーラインを引いております。

まず、1ページの第3条第3項では、焼尻定住促進住宅につきまして、移住および定住の促進を目的として設置する旨を規定するものでございます。

次に、第5条第8号、公募の例外規定としまして、焼尻定住促進団地につきましては、

転入した者および転入予定となる者のうち、当該団地に入居する意思がある場合には、公募を行わずに入居可能とする旨を規定するものでございます。

次に、第6条第5号では、入居者の資格としまして、焼尻定住促進団地へ入居するのは、焼尻地区へ移住し、定住する意思があり、当該団地の設置目的を理解し、入居後において、次の移住者が入居することを見据え、5年以内に別の住宅を確保し、転居することに努めるものとする旨を規定するものでございます。

次に4ページをお開き願います。

第30条第8号では、焼尻定住促進団地に5年以上入居している者に対する住宅の明渡しについて、請求可能とする旨を規定するものでございます。

次に、5ページ。

中ほどの別表第1では、団地の位置や規模等を規定しておりますが、天売団地の一部及び、焼尻定住促進団地をそれぞれ追加するものでございます。

次に、別表第2では、入居要件となる収入基準につきまして、月額48万7,000円以下に統一するものでございます。

以上の説明をもちまして、改正条文の朗読は省略いたします。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第51号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号 羽幌町単独住宅管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第52号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました、一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,195万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、69億3,891万8,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。4款衛生費、健康センター運営費において、総額1,883万5,000円の増額は新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費であり、3回目のワクチン接種に関して、ワクチンの供給スケジュール等は決定になり次第、速やかに対応できるよう、接種券発行にかかるとシステム改修などを実施するほか、接種体制を確保するものであり、財源は全額国庫支出金で賄われるものであります。

次に、9款消防費、災害対策費において、改修工事請負費261万円の増額は、羽幌中学校における指定避難所としての環境改善を図るため、車椅子での利用が可能となるバリアフリートイレについて、転用に必要なスペースが確保されたことから、新たに設置するものであります。財源につきましては、緊急防災減災事業債および財政調整基金繰入金を充てております。

次に、13款諸支出金、職員給与費において報酬51万3,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる医師および看護師への報酬であり、こちらも全額国庫支出金で賄われるものであります。

以上が補正をいたします予算の内容であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算および地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがってそのように進めることに決定しました。

○議長（森 淳君） これから議案第52号について、歳入歳出予算および地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和3年第7回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時17分）